



公告第456号

令和5年12月27日付都薬国保発第150号により認可を申請した規約の変更については、令和6年1月10日付、5保医保国第1568号により東京都知事の認可があったので、国民健康保険法施行令第8条第2項の規定に基づき公告します。

令和6年1月16日

東京都薬剤師国民健康保険組合

理事長 伊賀光政



組合規約の一部改正(新旧対照表)

組合規約第26条の2を、次のように改正する。

新(改正後)	旧(改正前)
<p>(保険料の免除の特例)</p> <p>第26条の2 <u>出産を予定又は出産をした被保険者は、第18条に定める保険料について、理事長に免除を申し出ることができる。</u></p> <p>2 <u>理事長は、前項の申し出の内容を審査のうえ、<u>出産の予定日または出産の日の属する月(以下「出産月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産月の翌々月までの期間、前項の保険料を免除することができる。</u></u></p> <p>3 第1項の保険料の免除に関することは、理事長が理事会の議を経て別に定める。</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この規約の一部改正による規約は、東京都知事の認可があった日から施行し、令和6年1月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>この規約の適用日前に出産した被保険者の保険料の免除の取り扱いについては、理事会の議を経て、別に定める。</u></p>	<p>(保険料の免除の特例)</p> <p>第26条の2 <u>産前産後休業を取得する又は取得している組合員は、第18条に定める保険料について、理事長に免除を申し出ることができる。</u></p> <p>2 理事長は、前項の申し出の内容を審査のうえ、<u>その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、前項の保険料を免除することができる。</u></p> <p>3 第1項の保険料の免除に関することは、理事長が理事会の議を経て別に定める。</p>

(改正理由)

国が被保険者の産前産後の保険料免除制度を令和6年1月1日から開始することに伴い、当組合が実施している産前産後休業期間中の組合員の保険料免除制度を国制度に適合させるため、所要の改正を行う。